



発行 新潟県  
**第 70 号**  
 平成26年9月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1270 保安林の指定解除予定（治山課）
- 1271 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1272 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 1273 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 1274 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）
- 砂利採取業務主任者試験の実施（河川管理課）

選挙管理委員会告示

- 23 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）
- 24 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

正 誤

平成26年9月5日付け県報第69号公告中（商業振興課）

告 示

◎新潟県告示第1270号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県十日町市字坂下申乙196の5、申乙196の6、申乙198の3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

◎新潟県告示第1271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営小泊地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年9月9日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成26年9月10日から平成26年10月9日まで
- 3 縦覧に供する場所

佐渡市役所及び佐渡市役所羽茂支所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第 1 項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成26年 9 月 9 日

新潟県柏崎地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

2 地区名

下田尻地区

3 認可年月日

平成26年 8 月 28 日

4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第 1 項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成26年 9 月 9 日

新潟県柏崎地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

2 地区名

善根地区

3 認可年月日

平成26年 8 月 28 日

4 その他

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1274号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年 9 月 9 日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成26年 8 月 27 日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市三本木三丁目187番 2、192番 2 の内	5.85	38.63

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 （仮称）フレスポ新発田  
所在地 新発田市富塚三丁目12番13号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 大和リース株式会社
    - 法人代表者氏名 代表取締役 森田 俊作
    - 住所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社オーシャンシステム
    - 法人代表者氏名 代表取締役 樋口 勤
    - 住所 三条市西本成寺二丁目26番57号
    - ・ほか3者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年4月30日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
計3,691平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計158台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計89台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計192平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計37立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ・株式会社オーシャンシステム  
午前9時から午後12時
    - ・株式会社ワッツオーズリー販売  
午前10時から午後9時
    - ・株式会社マツモトキヨシ甲信越販売  
午前9時から午後10時

- ・はるやま商事株式会社  
午前10時から午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - ・出入口の数 4箇所
  - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
  - ・荷さばき施設1  
午前4時から午後9時
  - ・荷さばき施設2  
午前6時から午後9時
  - ・荷さばき施設3  
午前6時から午後9時
  - ・荷さばき施設4  
午前6時から午後9時
  - ・荷さばき施設5  
午前6時から午前9時
- 7 届出年月日  
平成26年8月29日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、新発田市産業企画課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成26年9月9日から平成27年1月9日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

#### 砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験の日時及び場所  
平成26年11月14日（金曜日） 午前10時から正午まで  
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部庁舎4階 大会議室
- 2 受験手続
  - (1) 受験願書請求先  
新潟県土木部河川管理課  
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所
  - (2) 受験願書提出先  
新潟県土木部河川管理課
  - (3) 受験願書受付期間  
平成26年9月24日午前8時30分から平成26年10月24日午後5時15分まで  
(郵送の場合は平成26年10月24日付け消印のあるものを有効とする。)

選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成26年9月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,705

## 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

341,906

## 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,911
新潟市東区	38,061
新潟市中央区	48,932
新潟市江南区	18,846
新潟市秋葉区	21,446
新潟市南区	12,870
新潟市西区	43,090
新潟市西蒲区	16,709
長岡市三島郡	77,654
上越市	54,658
三条市	28,065
柏崎市刈羽郡	25,900
新発田市北蒲原郡	31,660
小千谷市	10,409
加茂市南蒲原郡	11,771
十日町市中魚沼郡	18,968
見附市	11,572
村上市岩船郡	20,089
燕市西蒲原郡	24,906
糸魚川市	12,919
妙高市	9,659
五泉市東蒲原郡	18,702
阿賀野市	12,425
佐渡市	16,974
魚沼市	10,846
南魚沼市南魚沼郡	18,433
胎内市	8,616

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、上越市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年9月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
有間川保育園	上越市大字有間川 1334 番地	遊戯室	100.00	平成 26 年 9 月 1 日

## 正 誤

## 平成26年9月5日付け新潟県公告（大規模小売店舗の変更）中

ページ	行	誤	正
11	12	平成26年10月3日	平成27年1月5日